

厚生年金基金監査結果

基金数	監査実施数	是正指導	
		基金数	指導項目数
608 基金	139 基金	100 基金	238 件

※ 基金数は平成22年3月31日現在

区分	主な指導事項
基金の状況	加入員数が減少傾向にあることから、未加入事業所への加入勧奨や編入促進活動に取り組むこと。
代議員会	代議員及び役員の選出は法令、規約及び規程に基づき実施すること。 代議員会及び理事会の出席率が低いことから、出席率の向上に努めること。 代議員会に係る委任状について、代議員会の欠席理由及び代理出席の受任者名欄を設けるなど、記載内容を見直すこと。
役員及び事務組織	理事会への代理出席は認められないことから、書面で議決権を行使できるように処置を講ずること。
監事監査	監事による定例監査は年1回、経理や掛金に関する監査は月1回、事業計画の実施状況及び年金給付等積立金の管理及び運用に関する事項の監査は四半期毎に実施すること。 月例監査について、監査指導員、監査補助員、学識経験顧問等が実施していたことから、法令、通知、監事の監査に関する規程に基づき、監事が監査を実施すること。
庶務	職員の事務分掌については、職員毎にその分掌する事務を明確に区分することになっているため、職員事務分掌表を作成し、職員の単位にその分掌する事務を明確に区分すること。 職員の任命・免命については漏れのないように行い、職員任命簿が未作成のため早急に作成すること。 公印の管理に関する規程、事務組織に関する規程、電子計算機のデータ保護に関する規程など早急に策定すること。 常務理事は、滞納処分の申請、延滞金の調査決定及び不納欠損などの事務処理の進捗状況を十分に把握するとともに職員に対する指導を適切に行うこと。 基金運営において年金記録突合、未請求者対策など課題が山積していること並びに加入員数が設立時に比べ倍増していることから、事務分掌を見直し、事務局体制の充実を図ること。

区分	主な指導事項
契約	物品及び印刷物の購入などで、財務及び会計に関する規程に基づく契約書の作成がされていないことから、同規程に定める額以上の契約については契約書を作成すること。
財務及び会計	予算流用については、あらかじめ理事長の決裁を受け、代議員会に報告すること。
	固定資産台帳が整備されていなかったので、早急に固定資産台帳を整備すること。
	月計表と総勘定元帳との整合が、不定期に行われていたため、今後は毎月末に行うこと。
	手許現金は、財務及び会計に関する規程に定めた額以内とすること。もしくは、実態に合わせた規程に見直すこと。
	出納員が交替した場合の引継は、財務及び会計に関する規程に基づき引継書を作成し、適正に行うこと。
	物品及び印刷物の購入など業者の選定において、財務及び会計に関する規程に基づく入札手続きがされていないことから、同規程に基づき予定価格を定め入札を実施すること。
	母体企業等へ慣例的に行われている慶弔費及び退職(退任)記念品代など規程に基づかない支出があることから、これらについて廃止を含めて検討し、必要な支出と認める場合は、透明性を確保するためにも規程を整備するとともに加入員等へ周知すること。
	会計伝票の起票者と出納員が同一人となっていることから、事故防止の観点から会計伝票の起票者と出納員を原則として分けること。また、最終決裁者の決裁前に別人の決裁を経ること。
	資格及び給付について、請求書等が提出された際には必ず受付し、かつ、返戻した場合には返戻経過を記載すること。
	月額変更届において、5等級以上の降給及び6ヶ月以上遡及する場合にかかる添付書類が漏れていたことから、理由書、賃金台帳、出勤簿、役員会議事録等を添付すること。
掛金	延滞金の調定決議・納入告知は、法令及び厚生年金基金事務取扱い準則に基づき、遅延なく適正に行うこと。
	掛金が納付期限内に納付されない場合は、法令及び厚生年金基金事務取扱い準則に基づき督促状を発行すること。
	滞納事業所に対しては、継続的に滞納整理を実施し、債権の確保に努めること。また、延滞金の調定・告知は、法令及び厚生年金基金事務取扱い準則に基づき、遅滞なく適正に行うこと。
	滞納事業所に係る滞納処分票に対応状況等の経過を詳細に記述し、債権確保に万全を期すこと。

区分	主な指導事項
年金給付	未支給の給付及び遺族一時金の裁定については、規程に基づき必要な書類の提出を求めたうえで行うこと。
資産運用	年金給付等積立金の運用管理について、年金資産運用委員会を十分に活用するとともに、安全かつ効率的な運用に向けて、積極的に取り組むこと。 資産運用委員会を設置している場合は、資産運用委員会設置規程を策定すること。
データ保護管理	電子計算機処理データ保護管理規程に基づきオペレータ及び経理担当オペレータを指定すること。 電子計算機処理データ保護管理規程を策定すること。 国が提供する情報の管理に関する取り決めで定められているデータ取扱者を指名し、指名した記録を残すこと。また、当該データを取り扱った場合は、取扱記録を事跡として台帳等に記載すること。 企業年金連合会から提供される個人データについて、受付簿を作成し、受付記録を記載すること。
情報開示	事業所編入の際には基金規約の配布を行うとともに、基金の財政・資産運営状況、代議員会の審議状況等に係る情報開示を行うこと。